

平成 17 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価(案)

本評価は、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号及び「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成 13 年 3 月 30 日付け厚生労働省発政第 93 号厚生労働事務次官依命通達）の規定に基づき、「平成 17 年度において社会保険庁が達成すべき目標について」（平成 17 年 3 月 18 日付け厚生労働省発政第 0318001 号通知）において示された各目標に対する社会保険庁の取組状況について、社会保険庁長官より当職あて行われた「平成 17 年度に社会保険庁が達成すべき目標に係る実績報告について」（平成 18 年 9 月 28 日庁文発第 0928005 号通知）に対し、厚生労働省本省として達成状況に係る評価を行い、今後の課題等を示すものである。

すなわち、本評価の趣旨は、当職が設定した平成 17 年度において社会保険庁が達成すべき目標について、その実績を評価することにより、社会保険庁の事務の適正な実施を担保することにある。

当職が設定した平成 17 年度において社会保険庁が達成すべき目標（21 項目）及びその他の業務に関する事項についての実績報告、並びにこれに対する評価及び今後の課題等は、別紙のとおりである。

平成 17 年度の達成すべき目標についての評価

社会保険庁が担うべき事業である、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務、保健事業・福祉施設事業及び広報・情報公開・相談等について平成 17 年度に達成すべき目標をかかげ、それぞれ事業を推進するための取組を実施している。平成 17 年度においては、業務改革プログラム等に基づき、個々の目標毎に取り組みを強化、あるいは、新たな取り組みを展開してきたところであり、全体的には進展が図られていると評価するものの、国民年金保険料の免除等に係る事務処理において、多数の不適正な事案が明らかとなったことは誠に遺憾である。

事業ごとに述べると、具体的には以下のとおりである。

1. 適用事務

厚生年金保険等の適用については、戸別訪問等の加入指導や平成 17 年度から新たに実施した職権適用等により、新規適用事業所数及び年度末現在の適用事業所数が平成 16 年度に比べて増加しているものの、事業主に加入勧奨したにもかかわらず、適用されない事例が未だに数多く見受けられることから、引き続き、未適用事業所に対する適用の適正化のための取組を的確に推進していく必要がある。

2. 保険料等収納事務

国民年金保険料納付率については、戸別訪問による納付督促の他、免除等の制度の

周知、コンビニエンスストア、インターネット等による保険料納付、強制徴収等の対策を行った結果、納付率が平成16年度の63.6%から平成17年度は67.1%と3.5ポイント改善し、平成17年度の目標納付率(69.5%)は達成できなかったものの、ここ数年の改善幅を大きく上回る一定の結果を残し、17年度の単年度の目標改善幅(対前年度比3.8ポイント増)に0.3ポイント差まで近づく結果となった。

3. 保険給付事務

政府管掌健康保険及び船員保険の保険給付業務については、実質的な効果が上がるようなレセプト点検調査の取組が実施されている。引き続き、レセプト情報管理システムの活用等を通じた的確なレセプト点検の実施等により、医療制度構造改革を踏まえた医療費の適正化のための取組を推進していく必要がある。

また、年金給付においても所要日数を目標設定するなど迅速化に取り組んでおり、引き続き、年金の適正な決定・給付のための取組を推進していく必要がある。

4. 保健事業・福祉施設事業

福祉施設事業に関しては平成17年10月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」において、従業員の雇用等に配慮しつつ、施設の廃止・譲渡を進めているところである。

また、生活習慣病予防健診事業にあっては、チラシ等を利用した広報等により、全ての数値目標を上回る結果を得ることができたところである。

5. 広報、情報公開、相談等

年金相談については、待ち時間の解消を図るため、毎月第2土曜日の休日相談の実施や全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施するなどの充実を図っている。年金個人情報についてはその充実を図るため、年金見込額試算の対象年齢を55歳以上から50歳以上に引下げたことや、インターネットを活用した年金加入記録の即時提供を実施している。また、地域のニーズに応じた年金相談センターの新設・廃止などに取り組んでおり、引き続き、利用者の視点に立ったサービス提供の充実に取り組む必要がある。

6. その他業務全般

利用者等の意見を基に地域の実情に即したサービスの提供を図るため、平成17年度から新たに全国の社会保険事務所への来訪者を対象として定期的な満足度調査を実施、調査の集計結果を社会保険庁ホームページに公表するなど、満足度の向上に向けた取組が図られた。

また、社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において調達の必要性、数量、契約方法等のチェック等の取組により、調達コストの縮減が図られた。

国民年金保険料の不適正免除等について

平成17年度においては、国民年金保険料等の収納に関し不適正な免除・猶予手続きが発生し、これまでの度重なる不祥事の発生に加え、国民の社会保険庁に対する信頼の失墜につながり、国民から厳しい批判や解体的出直しを求める声が大きくなっている。

この問題に関しては、厚生労働大臣政務官を中心とする「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」を設置し、代表的な不適正事例や検証過程において本庁の関わりが指摘された事例等について、特に抽出して事実関係を検証するとともに、そこから一連の問題の構造的な背景や原因、再発防止策等を検証したところである。

今後は、法令遵守の徹底や事務処理基準等の統一など事務処理方法を見直し、再発防止策を講ずるとともに、不適正な免除等の対象者に対して、早急に適切な対応をしていかなければならない。

今後の在り方・課題

社会保険庁は、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」、「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」、「社会保険事業運営評議会」等、幅広い有識者等による意見を踏まえつつ、「緊急対応プログラム」（平成16年11月26日）及び「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組～」(平成17年9月27日策定、平成18年4月24日改定、平成18年8月10日再改定)による150項目の改革項目に基づき、国民の社会保険行政そのものに対する信頼の失墜を早急に改善すべく、職員の意識改革、業務改革等を更に強力に進め、改革を断行していく必要がある。

社会保険庁においては、遵法意識や組織としての一体性の欠如、隠蔽する体質から、今や国民の信頼は地に墜ち、公務員としての自覚と猛省が求められている。国民の少子高齢化が一段と進む中、年金や医療保険という国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、そこに働く者が持つべき使命感、責任感を、今一度しっかり見据え、職員が一丸となって国民の信頼を回復するための一からの出直しをする必要がある。

目標

1 適用事務に関する事項

(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
巡回説明事業所数	事業所	31,508	37,178	32,428	48,765	53,129
重点加入指導実施事務所数	事業所	—	—	—	3,513	4,013

目標に係る主な取組及び実績

未適用事業所の把握及び適用については、制度の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成 17 年 3 月 25 日庁文発第 0325004 号）等の通知に基づき、以下のとおり実施した。

これらの取組と経済環境の改善により、新規適用事業所数、適用事業所数は昨年度に比べ増加した。

① 適用促進対象事業所の選定

まず、法務局等で閲覧する商業登記申請書や法人登記申請書の情報、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所に関するデータを突合した情報等を活用して、未適用事業所である可能性のある事業所をリストアップし、適用促進対象事業所として選定した。

② 適用勧奨

これら適用促進対象事業所に対しては、電話、文書（勧奨状）、職員や社会保険労務士による巡回説明等により、適用勧奨に努めたところであり、①事業所への巡回説明、②呼出による加入指導（原則として 5 人以上の事業所）、③戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として 15 人以上の事業所）を実施した。

なお、これらの数は、いずれも昨年度に比べ増加した。

- ・巡回説明事業所数（社労士委託分）：48,765 事業所（16 年度）→ 53,129 事業所（17 年度）
- ・呼出による加入指導：4,171 事業所（16 年度）→ 8,563 事業所（17 年度）
- ・戸別訪問等による重点的な加入指導：3,513 事業所（16 年度）→ 4,013 事業所（17 年度）

その他、公共職業安定所より求人申込時の社会保険の加入状況に係る情報提供に加え、他省庁との連携を強化し、地方運輸局等からの貨物自動車運送事業者の社会保険の加入状況にかかる情報提供を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めた。

③ 職権適用の状況

事業主の制度に対する理解不足等の影響から、加入勧奨にもかかわらず、適用されない事例が平成 17 年度も見受けられたことから、引き続き巡回説明及び戸別訪問等による適用加入勧奨及び加入指導により事業主の理解を求めるとともに、重点的な加入指導

によっても加入手続を行わない事業所に対しては、平成 17 年度より新たに、立入検査等を行い職権適用を実施することとした。

・平成 17 年度の職権適用の実施数は、11 事業所

④ 未適用事業所の状況

未適用事業所については、これまで雇用保険との突合結果リストの活用等により未適用の疑いのある事業所を把握し、文書指導や巡回説明等により存在そのものを調査確認してきたが、継続的に適用に結びつけるための管理・指導が適切に行われていなかった。

そのため、平成 16 年度から把握した個々未適用事業所について、その後の適用状況を継続的に管理していくこととしている。

平成 17 年度においては、雇用保険との突合結果リストや法人登記申請書の閲覧等により適用促進対象事業所として選定した 264,766 事業所のうち、文書指導、巡回説明、呼出指導、戸別訪問指導及び職権適用の結果、「適用に結びついた」又は「既に適用済みであったことが判明」した事業所数は 19,903 事業所、「適用対象外等事業所であることが判明」した事業所数は 46,039 事業所であり、一方、戸別訪問による加入指導をしてもなお未適用のままとなっている事業所数は、平成 18 年 3 月末現在 3,294 事業所であった。

また、平成 17 年度以前の適用促進の結果、各種の適用指導を行ってもなお未適用事業所となっているものを含めると、平成 18 年 3 月末現在において、社会保険庁が未適用事業所として把握している事業所数は、63,539 事業所である。

今後とも、事業主の理解を求め、自主的な届出をしていただくことを基本としつつ、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業主に対しては、職権による適用を含めた厳しい姿勢で取り組むこととしている。

⑤ 全喪届の適正化

全喪事業所数については、平成 15 年度から全喪届を法令上位置づけるとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務づけたこと、また、平成 16 年 9 月には、全喪届に係る事務処理の適正化を図るため、全喪届の総点検を実施したこと等の取組により、昨年度に引き続き減少した。

・政府管掌健康保険：43,915 事業所（16 年度） → 43,789 事業所（17 年度）

・厚生年金保険：46,092 事業所（16 年度） → 45,223 事業所（17 年度）

⑥ 船員保険の適用の適正化

船員保険の適用の適正化については、「船員保険の適用の適正化について」（平成 16 年 12 月 8 日庁保発第 1208001 号）等の通知を発出し、実施している。

具体的には、地方運輸局等において、雇用契約公認審査の際に船員保険の適用を確認し、船員保険への加入が確認できない場合の通報、船員労務官からの通報及び船員法適用船舶所有者名簿等の閲覧により、適用対象船舶所有者等を把握し、適用指導の実施に努めた。

(注) 適用促進の手順

- ① 未適用事業所の把握
- ② 文書による加入指導
- ③ 巡回説明（社会保険労務士等による適用促進の趣旨や保険制度の説明）
- ④ 呼出による加入指導
（原則として5人以上の事業所）
- ⑤ 戸別訪問等による重点的な加入指導
（原則として15人以上の事業所）
- ⑥ 立入検査等による職権適用
（20人以上の事業所）

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 巡回説明、呼出による加入指導、戸別訪問等による重点的な加入指導（平成17年度より、対象を従業員が15人以上の事業所に拡大）等の従来の取組に加え、平成17年度から新たに実施することとした職権適用についても、着実に実績をあげている。
- ・ また、他省庁等との連携を強化し、公共職業安定所、地方運輸局等から事業所の社会保険の加入状況に係る情報提供を受けるなど、未適用事業所の把握及び加入指導に向けた取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 実績としては、新規適用事業所数及び年度末現在の適用事業所数が前年度に比べ増加しているが、これについては、職権適用等の加入指導の効果が見られたことや、経済環境の変動等が主な要因として考えられる。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、未適用事業所の把握、加入指導、職権適用等の取組を的確に推進していく必要がある。
- 適用促進に係る事務については、いわゆる「市場化テスト」のモデル事業とされており、平成17年度に実施した当該事業の結果も踏まえた、効率的な事務の在り方を検証していく必要がある。
- 総務省からの行政評価・監視結果に基づく勧告において、適用もれ事業所の推計値などが指摘されており、今後は、未適用事業所の効率的な把握や未適用事業所の継続的な管理の徹底などにより、全体像の把握等に努めていく必要がある。

目標

1 適用事務に関する事項

(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

(数値目標)

○適用事業所数に対する事業所調査件数(定時決定調査を除く。)の割合：4分の1以上

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
定時決定時調査件数	事業所	715,057	671,798	498,922	392,027	355,420
調査官総合調査件数	事業所	344,175	329,570	307,570	329,464	376,818

目標に係る主な取組及び実績

① 適正届出の励行促進

適正届出の励行促進については、事業所調査の際の事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて徹底を図るとともに、定時決定時の調査(船員保険においては、標準報酬実態調査での実施)及び各種広報媒体(チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明)による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。

特に、事業主の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる届出や電子媒体による届出を促進するとともに、適正な届出の励行に努めた。

しかしながら、制度に対する理解が得られない事業主より、適正な届出がなされていない事例が平成17年度も見受けられたことから、引き続き各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。

② 事業所調査の実施

平成17年度において、社会保険調査官等が行う事業所調査に係る数値目標を、「適用事業所数に対する事業所調査件数(定時決定調査を除く。)の割合が、4分の1以上となること」と定め、過去の調査実績等から届出が適正に行われていないと判断される事業所や短時間就労者が多い事業所について、重点的に実施した。

その結果、資格関係事業所調査件数は、496,954ヶ所となり、適用事業所数(1,631,671ヶ所)の30.4%と目標を上回った。

また、事業所調査により資格得喪関係や標準報酬月額の修正を行ったことにより、保険料の適正化を図った金額(効果額)は、健康保険で30億6千万円、厚生年金保険で53億9千万円となり、前年度の実績を上回った。

事業所調査による保険料適正化の効果額

(単位：百万円)

	事 項	平成 16 年度	平成 17 年度
健康保険	資格得喪関係	1,698	1,725
	標準報酬月額関係	1,295	1,339
	計	2,993	3,064
厚生年金保険	資格得喪関係	3,283	3,399
	標準報酬月額関係	1,859	1,991
	計	5,142	5,390

注) 事業所調査・・・適用事業所における被保険者の資格取得、喪失及び報酬等の届出状況等について、社会保険調査官等が行う調査をいう。
 社会保険調査官・・・健康保険、船員保険及び厚生年金保険の事業所調査を主に行う職員をいう。

※平成 18 年度からは、事業所の実地調査において外国人労働者数等を把握することとし、今後の指導に活用する。また、派遣労働者の適用の適正化として、都道府県労働局と連携し、効率的・効果的な事業所の調査手法を検討し、実施することとしている。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合について、数値目標を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

・ 適正届出の励行促進について、平成 16 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

・ 事業所調査の重点的・効率的実施を図りつつ、十分な件数を実施することに努めた結果として、調査実績は平成 16 年度を上回るとともに、適用事業所数に対して 4 分の 1 以上という目標を達成しており、評価できる。

今後の課題等

○ 引き続き、調査の重点的・効率的実施等を推進することにより、適正届出の励行を促進していくことが必要である。

○ 引き続き、総合的調査については、重点的な実施を図りつつ、十分な件数の調査を行う必要がある。

目標

- 1 適用事務に関する事項
(3) 住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。
(数値目標)
○20歳到達者の適用率：100%

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
20歳到達者の適用率	%	—	100	100	100	100
届出による20歳到達者の適用数	人	830,683	603,650	646,259	657,256	608,720
20歳到達者の職権適用数	人	464,288	663,259	671,252	630,674	620,124

目標に係る主な取組及び実績

国民年金の20歳到達者の把握及び20歳到達者の完全適用については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の一部の施行に伴う国民年金事務の取扱いについて（通知）」（平成14年1月28日庁保発第2号）及び「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行に伴う20歳到達者に対する適用勧奨にかかる事務の取扱いについて（通知）」（平成15年3月7日庁保発第589号）に基づき実施しており、国民年金事業の適正な運営を図るとともに、国民の年金権を確保するため20歳到達者の完全適用に努めた。

① 20歳到達者の把握

具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）から取得した20歳到達者情報（住基ネットに参加していない市町村については、市町村が保有する20歳到達者情報）及び市町村の協力により得られた在日外国人に係る20歳到達者情報と社会保険庁で保有する第二号被保険者情報を突合し、第一号被保険者となる者を把握した。

② 加入勧奨及び職権適用

把握した者については、文書による加入勧奨を行い、加入勧奨によっても届出のない者については、職権により、制度の趣旨に則り年金手帳を作成のうえ、直接送付し、又は戸別訪問により職員が持参し、国民年金制度の意義・役割を説明し、制度に対する理解を求めることにより、完全適用を行った。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標を達成した。

(数値目標の達成状況)

20歳到達者について、完全適用を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 平成16年度と同様、20歳到達者情報の把握に当たって住基ネット等を活用し、文書による加入勧奨を行い、また、届出のない者については職権適用を行う等、着実な取組により、平成16年度に引き続き、20歳到達者の把握及び完全適用という目標そのものは達成できたものと評価できる。

2. 取組と効果の分析

- ・ 適用そのものについては、住基ネットの活用、職権適用の実施等により、20歳到達者に対して、順調な成果を上げている。

今後の課題等

- 引き続き、住基ネット等の活用により、20歳到達者の把握のための取組を推進する必要がある。

目標

1 適用事務に関する事項

(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。

(数値目標)

○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数	件	4,905,391	4,555,662	4,233,039	4,009,651	3,805,310

目標に係る主な取組及び実績

被保険者種別変更の届書等に係る適正な届出及び早期提出の周知については、「国民年金事業の推進について（通知）」（平成6年3月31日庁文発第1411号）等の通知に基づき以下のような取組を実施した結果、届出漏れに係る勸奨状の送付対象者数については前年度を下回り（4,009,651件（16年度）→3,805,310件（17年度））、目標を達成した。

- ① 政管健保・厚年の新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会などを活用し、種別変更届及び第三号被保険者に係る届出の周知について事業主の協力を求め、事業所向け広報誌の従業員への回覧や退職時のチラシ・パンフレットの配布などにより、第二号被保険者及び第三号被保険者への適正な届出及び早期提出の周知に努めた。
- ② 公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における種別変更の届出周知や届出用紙の配付等を行った。
- ③ 国民年金事務指導員による電話、戸別訪問等での届出励行や、国民年金委員を活用した地域住民への届出等の広報を行った。
- ④ なお、第二号被保険者の資格を喪失した者及びその者に扶養されていた配偶者、並びに政管健保の被扶養者に該当しなくなった第三号被保険者に対し、2か月間経過しても種別変更の届出がない場合には届出勸奨状を送付し、勸奨を行ってもなお届出がされない場合には、職権で第一号被保険者として種別変更を行った。

(注) 国民年金事務指導員・・・国民年金被保険者の資格に関する届出手続等について、主に事業所や大学などを訪問して手続指導等を行う非常勤職員

国民年金委員・・・地域住民に対する国民年金制度の周知や届出手続の相談等を行うために社会保険庁長官が委嘱した民間協力者

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数について、数値目標を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 種別変更の届出等に係る周知については、平成 16 年度と同様の取組が実施されている。
- ・ また、平成 17 年度においては、第二号被保険者の資格を喪失した者等について、届出の勸奨を行ってもなお届出がされない場合には職権適用を開始するとともに、国民年金の資格喪失後に厚生年金への加入の届出がない者に対する通知(平成 18 年 4 月より開始)を行うための取組に着手している。

2. 取組と効果の分析

- ・ 種別変更の届出等に係る周知を推進した結果、届出遅れに係る勸奨状の送付件数は年々減少しているところであり、前年度を下回るという目標を達成できたものと評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、公共職業安定所等との連携による種別変更の届出に関する周知を推進するとともに、第 164 回国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだ国民健康保険加入者の情報を活用した未加入者の把握及び届出の励行等の新たな取組について、その着実な実施を図るための体制整備を進める必要がある。

目標						
1 適用事務に関する事項 (5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。						
主な指標の推移						
指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
年金手帳記号番号の調査のための照会票の送付件数	件	3,902,863	3,343,119	666,317	1,667,352	1,630,971
照会票送付件数のうち、回答票を受付した件数(業務センター受付分)	件	2,672,625	1,685,857	348,590	662,733	580,024
目標に係る主な取組及び実績						
<p>基礎年金番号による被保険者記録の管理については、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」(平成8年10月18日庁文発3151号)等の通知に基づき実施しているところであり、平成17年度においては、以下の通り行った。</p> <p>① 基礎年金番号による適正な届出の周知 基礎年金番号による適正な届出を周知するために、事業主、被保険者等に対して広報誌、新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会等を活用し、基礎年金番号による適正な届出に関し、周知を行った。</p> <p>② 基礎年金番号の適正な払出 資格取得届等に基礎年金番号の記載がない場合には、必要に応じて疑重複調査確認票により対象者に基礎年金番号の有無等に関し照会を行うことにより、基礎年金番号が二重に付番されることのないよう徹底を図った。 また、基礎年金番号が二重に付番されたものについて調査を行い(平成17年10月実施：約3万8千件)、社会保険業務センター及び社会保険事務所で解消を行った。</p> <p>③ 複数の年金手帳記号番号の計画的整理 平成9年1月の基礎年金番号導入前は制度ごとに交付された複数の国民年金または厚生年金保険の年金手帳記号番号を有していたことから、社会保険業務センターにおいてこれらの加入記録を整理するため、基礎年金番号に年金手帳記号番号を登録している(「過去記録の整理」)。 この過去記録の整理は平成10年度から平成18年度まで計画的に実施しているが、平成17年度においては昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で、基礎年金番号で管理している氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する年金手帳の記号番号を有している者に対し、照会票を送付した。これらの者のうち、ハガキ、電話によって回答のあった者について、年金手帳の記号番号を基礎年金番号に登録し、年金手帳記号番号の整理を行った。 なお、平成17年度までにおける過去記録の整理の実施状況は以下の通りとなっている。</p>						

照会票の送付数 1,660 万件（うち送達不能 64 万件）

回答があった数 1,147 万件（社会保険業務センター及び社会保険事務所における
受付数の合計）

回答があった数のうち、

手帳記号番号を基礎年金番号に登録した数 841 万件

他に年金手帳記号番号がなかったもの 306 万件

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 基礎年金番号による被保険者記録の正確な管理について、従来の取組に加え、基礎年金番号が二重に付番されたものについて調査の上、解消を行うなどの取組が進められている。

今後の課題等

- 引き続き、基礎年金番号導入前の国民年金及び厚生年金等の年金手帳記号番号の整理について、計画に沿って実施していく必要がある。
- 引き続き、二重付番の完全な防止の達成に向け、対策を推進する必要がある。

目標

2 保険料等収納事務に関する事項

(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

（数値目標）

○保険料収納率：

政府管掌健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績（97.6%）を上回る

船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績（91.7%）を上回る

厚生年金保険：97.9%以上で、かつ、前年度の実績（98.2%）を上回る

○口座振替実施率：

政府管掌健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績（85.7%）を上回る

船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績（56.5%）を上回る

厚生年金保険：83.6%以上で、かつ、前年度の実績（84.3%）を上回る

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
保険料収納率						
（政府管掌健康保険）	%	96.9	96.8	97.3	97.6	97.9
（船員保険）	%	91.7	91.0	91.1	91.7	92.1
（厚生年金保険）	%	97.6	97.7	97.9	98.2	98.5
口座振替実施率						
（政府管掌健康保険）	%	83.4	81.6	81.3	85.7	85.5
（船員保険）	%	64.6	57.6	56.7	56.5	56.4
（厚生年金保険）	%	84.9	83.8	83.6	84.3	84.2
差押え事業所数 （16年度までは延べ事業所数）	事業所	19,715	20,474	17,630	17,223	13,631 （実事業所数）

目標に係る主な取組及び実績

①口座振替の促進

保険料の納入については、納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対し口座振替の促進に努めた。

具体的には、新規適用時に、納期内納入の実施や口座振替の実施を促し、適用後においては、口座振替未実施の事業所に対し、口座振替納付用紙・口座振替勧奨状を送付するとともに、職員が電話や訪問により口座振替の実施についての勧奨を行い、口

座振替事業所の増加に努めた。その結果、口座振替実施事業所数は、政府管掌健康保険・厚生年金で前年度の実績は上回った（1,411,667事業所（16年度） → 1,433,607事業所（17年度））。

しかし、口座振替実施率では、政府管掌健康保険においては、85.5%で目標の前年度の実績（85.7%）をわずかに下回った。厚生年金保険においては、84.2%で目標の前年度の実績（84.3%）をわずかに下回った。船員保険においても、口座振替実施事業数は増加している（4,110事業所（16年度） → 4,116事業所（17年度））が、口座振替実施率は、56.4%で目標の数値（56.7%）をわずかに下回った。

なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。

（注）口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数／適用事業所数

②納期内納入の促進のための広報

納期内納入については、広報誌等の活用や納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、効率的・効果的な広報に努めた。

③滞納事業所への督促及び滞納処分

また、滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、滞納処分実施要綱や滞納処分マニュアルの活用により、保険料滞納の発生防止のための納付督促を行うとともに、滞納処分の早期着手等により、保険料収入の確保に努めた。

具体的には、新規に口座振替が不能となった事業所については、保険料滞納の発生防止のために、速やかに電話等納入督促を実施し、納入告知書を再送付するなど新規滞納事業所を増加させないよう努めた。この結果、滞納事業所数は前年度より減少した。

指定期限までに納入がない新規滞納事業所に対しては、電話、事業所への訪問、社会保険事務所への呼出により、事業主と面談し、未納保険料の収納に努めるとともに、納入が遅れる場合は納付計画を提出させ納入の確約をとるなど保険料の確実な収納に努めた。

・滞納事業所数：113,777事業所（16年度） → 105,545事業所（17年度）

（注）各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したもの。

さらに、納付計画不履行となった事業所や長期・大口滞納事業所について、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知を発出するなどの納付督促に努め、進展がない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。この結果、差押え実施事業所数（実事業所数）は前年度より増加した。

・差押え実施事業所数（実施事業所数）：13,132事業所（16年度） → 13,631件（17年度）

（注）平成17年度より集計方法を延べ事業所数から実事業所数に変更。16年度

実績は延べ事業所数では 17,223 事業所。

④ 保険料収納率

このような取組により、平成 17 年度の保険料収納率は、前年度を上回った。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分 99.68 % (対前年度比 0.06 % 増)、過年度分 21.55 % (対前年度比 0.12 % 減) となっており過年度分は前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.53 % (対前年度比 0.29 % 増) と目標の前年度の実績を上回った。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分 99.48 % (対前年度比 0.10 % 増)、過年度分 22.71 % (対前年度比 0.08 % 増) 及び当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、97.89 % (対前年度比 0.31%増) と目標の前年度の実績を上回った。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分 98.60 % (対前年度比 0.16 % 増)、過年度分 14.41 % (対前年度比 4.73 % 減) となっており過年度分は前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、92.05 % (対前年度比 0.32 % 増) と目標の前年度の実績を上回った。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

(数値目標の達成状況)

- ・ 保険料収納率については、いずれの保険事業においても、前年度を上回る実績となっており、数値目標を達成している。
- ・ 口座振替実施率については、目標を下回る結果となっている。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 口座振替の促進等による保険料等の適切な納入、並びに滞納事業所に対する納付の督促及び滞納処分については、平成 16 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 従来に引き続いての口座振替の促進に係る取組の結果、政府管掌健康保険及び厚生年金保険においては、口座振替実施事業所数は増加したものの、口座振替実施率はわずかに目標を下回っている。しかしながら、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所及び公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施していると見込まれる。また、船員保険においては、口座振替実施率は約 56 % と低くなっているが、その要因の一つとしては、漁船の場合には、漁獲量の変動等により収入が安定しないなどの事情から口座振替が進みにくいことが考えられる。
- ・ 厚生年金保険及び船員保険の過年度分の保険料収納率については、現年度の保険料を優先して納付している実態から、過年度分納付は少額となること等が考えられ

るため、前年度を下回る結果となっている。

しかしながら、納付の督促等の取組の結果、保険料収納率については、いずれの保険事業においても、総合的に見ると前年度を上回る実績となっており、目標を達成したものと評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、口座振替の促進等により保険料等の確実な納入を図るとともに、納付の督促及び滞納処分を適正に進める必要がある。

目標

2 保険料等収納事務に関する事項

(2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。

(数値目標)

○国民年金保険料納付率：69.5%

○口座振替実施率：37.1%

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
国民年金保険料納付率 (当該年度分)	%	70.9	62.8	63.4	63.6	67.1
口座振替実施率	%	37.1	35.2	35.1	37.0	40.2

目標に係る主な取組及び実績

国民年金保険料の確実な収納を図るため、社会保険事務所毎に地域特性や未納者特性に応じた年度別、月別の行動目標を設定した「国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクションプログラム)」を策定し取り組んでいるところであるが、平成17年度においては、市町村からの所得情報を活用した未納者の所得階層に応じたきめ細やかな対策を基本とし、各納付督促業務を効率的・効果的に実施するため、未納者との接触率、面談率等の質的な面の向上を図るとともに、納付督促フローチャートを作成し督促ごとの連携をより一層図る等、実効性の高い納付督促を目指した。

さらに、年度後半に向けて、第1号被保険者の変動、法律改正等による影響、平成16年度の納付督促毎の効果率・寄与率及び強制徴収の拡大等の要素を踏まえた内容に計画を改め、取組を徹底した。

具体的な収納対策の実施状況については以下のとおり。

①行動計画の着実な実施

ア 催告状の発行、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促、集合徴収案内の発行の4つの基本的な納付督促手法、さらに所得情報を活用した免除・納付猶予の勧奨及び強制徴収の実施について、社会保険事務所ごとに月別の行動目標を定めた行動計画を策定し、徹底した進捗管理のもと対策に取り組んだ。

	17年度実績	17年度目標	達成率
催告状発行	3,418万件	3,965万件	86.2%
電話納付督促	823万件	823万件	100.0%
戸別訪問督促	1,774万件	1,718万件	103.3%
集合徴収案内件数	1,952万件	2,004万件	97.4%

17年度においては、各納付督促ともほぼ計画どおり行動計画を達成したが、強制徴収の手続きに入るために発行する最終催告状の発行件数が目標を大きく上回ったことにより、通常の納付督促として発行する催告状の件数が抑制されたものと分析している。

イ 未納者に対する戸別訪問督促を中心に活動している非常勤職員である国民年金推進員について、活動実績に基づく成果主義的な給与体系に10月から変更し、インセンティブの向上を図った。

② 納付しやすい環境づくり

ア コンビニエンスストア、インターネットや携帯電話による保険料納付について、納付書の送付の際に同封するリーフレット等により周知を図り、着実に実績を伸ばしている。

	16年度実績	17年度実績
コンビニエンスストア	347万件（593万月）	589万件（940万月）
インターネット・携帯電話	7万件（17万月）	14万件（33万月）

※ コンビニで収納した940万月は、全収納月の7%を占める。

イ 口座振替の推進については、職員や国民年金推進員等による戸別訪問時での積極的な勧奨を行うとともに、口座振替申出書の受付を社会保険事務所でも積極的に実施したほか、平成17年4月から施行された口座振替割引制度（月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1か月早く納付する場合に一定の割引をする制度）について各種通知書を利用した周知などにより、口座振替実施率は前年比3.3ポイント増の40.2%となり、目標（37.1%）を達成した。口座振替の利用率を高めることは、確実に安定した収納の確保に寄与するばかりでなく、業務の効率化にも資することから、引き続きより一層の促進に努めていく。

③ 免除等制度の周知徹底

ア 公共職業安定所との連携により、失業者に対する雇用保険受給者説明会等の機会を活用して、失業による免除制度に関する周知に努めた。

イ 市町村からの所得情報を活用し、免除等基準に該当すると思われる未納者に対して免除等制度の周知並びに申請手続の勧奨に努めた。

④ 保険料納付意識の徹底

ア 所得税法の改正により、平成17年分の所得から、社会保険料控除の申告時に保険料の支払いを証明する書類の添付が義務化されたことに伴い、11月に「社会保険料控除証明書」を発行し、保険料納付意識の徹底を図った。

イ 保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者を 172, 440 人選定し、最終催告状を発行した。

このうち、納付に応じない 36, 398 人に督促状を発行し、2, 697 人に対して差押えを執行した。(平成 18 年 3 月末現在)

⑤ 民間事業者の活用

17 年 10 月より、5 箇所社会保険事務所を対象として、保険料収納業務を市場化テストモデル事業として開始した。なお、平成 18 年度は新たに 7 月より 30 箇所の社会保険事務所を加えて実施することとしており、今後、実施状況を見ながら更に拡大していくこととしている。

⑥ 年金広報及び年金教育の推進

ア 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントをわかりやすく解説した「総合パンフレット」や、多様な関心事項に的確に対応する「目的別チラシ」を作成し全国展開したほか、年金週間を中心とした広報を実施した。

イ 年金教育をさらに推進するため、学校関係者との年金教育推進協議会を全ての社会保険事務局に設置し、中学・高校の教員及び生徒を対象とした年金セミナーを実施した。

(年金セミナーの実施状況)

	16 年度	17 年度	対前年度比
教員対象のセミナー	9,189 校 (全学校の 55.6%)	12,095 校 (全学校の 73.5%)	17.9%増
生徒対象のセミナー	3,616 校 (全学校の 21.9%)	4,722 校 (全学校の 28.7%)	6.8%増

⑦ 保険料収納率の状況

これらの対策を行った結果、平成 17 年度の国民年金保険料の現年度分納付率は 67.1 % となり、対前年度比 3.5 ポイントの改善と、ここ数年の改善幅を大きく上回る一定の結果を残した。なお、平成 17 年度の目標納付率 (69.5%) は達成できなかったものの、17 年度の単年度の目標改善幅 (対前年度比 3.8 ポイント増) に 0.3 ポイント差まで近づく結果となった。

このような中、免除等に係る不適正事案の発生という事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深甚なる反省の下、再発防止に徹底して取り組んでいくこととしているが、

- ① 負担能力ある未納者には、強制徴収も含めた強力な納付督促を行う一方、
- ② 将来の年金権確保のため、免除等基準に該当する未納者には免除等の申請勧奨を行う

等の業務の基本方針は堅持すべきものであり、改めて現場職員の志気を高めつつ、なお一層の収納対策に強力に取り組んでいくこととしている。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて着実な取組がみられたものの、不適正な事務処理が行われたことは誠に遺憾である。

(数値目標の達成状況)

- ・ 国民年金保険料納付率について、数値目標を下回っている。
- ・ 口座振替実施率について、数値目標を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 国民年金保険料の確実な収納を図るため、従来の取組に加え、平成17年度においては、市町村からの所得情報を活用したきめ細やかな収納対策を講じるとともに、納付督促ごとの連携を図るなど、効率的・効果的な収納業務が推進されたものと評価できる。
- ・ また、国民年金推進員について、成果主義的な給与体系への変更を行うことによりインセンティブの向上を図り、実効性の高い納付督促に向けての進展が見られる。
- ・ 口座振替については、割引制度の適用範囲の拡大や割引額の増額など割引制度の拡充を図るとともに、積極的に口座振替の利用勧奨を行い、利用率を高めるための取組が進められている。
- ・ 納付受託機関としての指定や加入促進の協力要請等、商工会や国民健康保険組合との連携・協力体制の構築が進められている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 口座振替実施率については、数値目標を上回る実績となっており、割引制度の拡充や利用勧奨の徹底等の取組の成果が現れていると考えられる。
- ・ 保険料納付率については、数値目標の達成には至らなかったものの、単年度の目標改善幅には、わずかな差まで近づく結果となった。なお、国民年金保険料の免除・猶予手続き等について不適正な事務処理が行われたことは誠に遺憾である。

今後の課題等

- 今後とも、保険料の確実な収納を図るため、
 - ① 年金制度の意義・役割や重要性について広く国民に周知し、制度に対する不安を払拭すること、
 - ② 市町村からの所得情報を活用し未納者の属性に応じたきめ細やかな収納対策を効率的に展開すること、
 - ③ 口座振替の利用率をさらに向上させ、新たな未納を防止し確実な保険料収納を確保することなどの取組を進め、さらに納付率を改善していく必要がある。
- 保険料納付率の向上を目指すに当たっては、①十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には差押えを含む強制徴収による厳正な対応を図ること、②保険料負担能力が乏しい場合には、免除や納付猶予等の申請勧奨により確実に年金受給権に結びつけること、③市場化テストなど民間のノウハウを活用した効率的・効果的な

対策の展開を図ること、等の取組みを推進していく必要がある。また、総務省による「年金に関する行政評価・監視の結果に基づく第1次及び第2次勧告」（平成16年10月及び同年12月）における指摘も踏まえる必要がある。

目標

2 保険料等収納事務に関する事項
 (3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
免除者数(各年度末現在)						
法定免除	人	989,555	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166
申請全額免除	人	2,769,809	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879
申請半額免除	人	—	343,953	378,447	414,310	532,984
合計	人	3,759,364	2,808,646	3,090,354	3,268,948	3,815,029
学生納付特例者数 (各年度末現在)	人	1,475,867	1,537,406	1,675,788	1,727,564	1,760,373
若年者納付猶予者数 (年度末現在)	人	—	—	—	—	340,525
追納件数(各年度末現在)	件	325,492	310,616	405,600	565,125	580,160

目標に係る主な取組及び実績

①免除等制度の充実

平成17年度においては、新たに以下のような制度の充実が図られ、その利用促進に努めた。

ア 平成17年4月から、若年者(20歳台の第一号被保険者)について、将来保険料を負担することができるようになった時点で追納することができる若年者納付猶予制度が創設された。

イ 平成17年4月から、従来は、申請のあった月の前月からとされていた免除等の承認期間が、社会保険庁長官が定めた期間内であれば遡って承認できることとなった。

ウ 更には平成17年7月から、全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けた被保険者について事前に申し出があった場合は、翌年度以降、申請書を提出しなくても所得要件を満たせば免除等の承認が行われる継続免除等の仕組みが設けられた。

②免除等制度の周知

以下のとおり、免除等制度の周知を行った。

ア 広報誌、チラシ、パンフレット、ホームページ等による周知広報に努めた。

イ 市町村から提供していただいた未納者の所得情報を活用し、免除基準に該当する未納者に対して、個別にダイレクトメールや電話、戸別訪問により直接的な免除制度の周知とその申請勧奨に努めた。

ウ 失業者の特例免除について、公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における免除制度の説明や窓口パンフレットを備え付けるなどによる周知徹底に努めた。

エ 学生納付特例制度については、上記による周知広報のほか、大学生等に対する説

明会の開催などにより制度の周知に努めた。

③免除等に係る不適正事務処理

平成17年度において、多くの社会保険事務所において、本人からの申請書の提出が無いにもかかわらず免除の承認手続を行ったり、また、電話等により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行った不適正事務処理の事例が発生した。

このうち、本人の申請意思を確認しないまま承認手続を行った事例については、本人による申請に基づくことを定めた国民年金法に明確に違反することから無効となり、このため、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、既に取り消したのものや、事後的に本人の申請書の提出があったものを除き、取消処理を行い、改めて免除等の申請書を提出していただくようお願いした。

また、電話等により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行った事例については、「申請書には、記名押印又は自ら署名しなければならない」と定めている国民年金法施行規則第79条の手続に違反する不適正処理であることから、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、申請取消の意思が明確となった方を除き、承認を取り消すことはせず、改めて申請書を提出していただくようお願いした。

達成状況に係る評価

(評価結果)

国民年金保険料の免除において、不適正な事務処理が行われたことは誠に遺憾である。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 失業者等に対する免除制度や、平成17年4月から導入された若年者納付猶予制度等の周知広報については、平成16年度に引き続いての取組が進められている。
- ・ 低所得者への免除制度については、市町村から提供される所得情報を活用して周知を進めていたところであるが、免除承認等に関する手続きについて、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず、社会保険事務所が承認手続きを行うという法令違反の事例が平成17年度より多数発生しており、これまでの度重なる不祥事の発生に加え、国民の社会保険庁に対する信頼の失墜につながる事態となったことは誠に遺憾である。

2. 取組と効果の分析

- ・ 申請全額免除者数、申請半額免除者数及び学生納付特例者数について、平成16年度に引き続きいずれも増加しており、免除制度の周知が着実に進められていると考えられる。

今後の課題等

- 免除制度等の周知について、引き続き周知を推進する必要がある。
- 不適正な事務処理の再発を防止するため、免除申請書の様式を利用しやすいものに

改めるとともに、入力処理については原則OCRによる一括処理で実施する等の措置を講じたところであるが、引き続き、免除申請書等のターンアラウンド方式の導入を検討していく必要がある。

目標

3. 保険給付事務に関する事項

(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

(数値目標)

○被保険者1人当たりレセプト点検効果額

政府管掌健康保険：3,740円以上で、かつ、前年度の実績(3,747円)を上回る

船員保険：11,185円以上で、かつ、前年度の実績(9,687円)を上回る

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
レセプト内容点検件数 (過誤調整確定分)						
政府管掌健康保険	件	901,381	907,482	904,650	1,083,791	1,222,405
船員保険	件	4,776	4,878	4,882	3,895	4,901
被保険者1人当たりレセプト点検効果額						
政府管掌健康保険	円	3,819	3,919	3,740	3,747	3,416
船員保険	円	10,842	10,589	11,186	9,687	9,570

目標に係る主な取組及び実績

レセプト点検調査の実施については、「診療報酬明細書等の点検調査について(通知)」(平成10年6月23日庁保発第11号)に基づき実施してきたが、平成15年の「レセプト情報管理システム」の導入により、平成16年8月4日において同通知の「診療報酬明細書等の点検調査要綱」を改正し、保険医療機関単位に、3か月程度の連続した複数月のレセプトを抽出して行う縦覧点検に重点を置いた内容点検及び外傷点検を行うなど、より一層医療費適正化の推進に努めた。

① 政府管掌健康保険のレセプト点検効果額

政府管掌健康保険被保険者1人当たりの点検効果額は、3,416円となり、目標値である前年度の実績(3,747円)を331円下回った。

全体の点検効果額が前年度実績を下回った理由を点検項目別に見ると、

ア 内容点検調査については、縦覧点検に重点を置くなどの効果により、過誤調整を行った件数が大幅に増え(1,083,791件(16年度)→1,222,405件(17年度))、効果額も平成16年度の738円から平成17年度は806円となり、68円増加している。

イ 一方、資格点検調査については、平成17年度から「旧証によるもの」及び「本人・家族誤り」を保険医療機関への返戻対象から除くこととしたために効果額が平成16年度の2,499円から2,147円に352円減少したものであるが、これらの多くは医療機関に返戻したとしても翌月(翌々月)には「新しい証の番号」等で請求され、

最終的な医療費適正化効果がないものであり、この効果額が減ったことは、実質的な意味を持つものではない。

ウ また、外傷点検調査については、負傷原因照会を行った結果による業務上による疾病が減少したこと等により、効果額は平成 16 年度の 511 円から平成 17 年度は 464 円と 47 円減少している。

② 船員保険のレセプト点検効果額

船員保険についても、レセプト情報管理システムは導入されていないものの、政府管掌健康保険と同様に「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」に基づき縦覧点検を中心とした内容点検及び外傷点検に努めたが、選定したレセプトに不適切な請求が多く見受けられなかったこと等により、船員保険被保険者 1 人当たりの点検効果額は、9,570 円となり、目標値の 11,185 円を 1,615 円下回った。

③ 被保険者等に対する周知

被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を図るため、年 2 回、概ね全レセプトを対象として送付している医療費のお知らせに、医療費の額その他、工作中や勤務途上でのケガや仕事に起因する疾病は健康保険では治療できないことなど、適正な保険診療の受け方を記載している。

※ 平成 18 年 8 月からは、審査支払機関から保険者に送付されているレセプトについて、従来の紙媒体に加え、レセプトの画像と傷病名等の基本情報を収録した電子媒体（DVD）の受け取りを開始した。これにより傷病名等をキーとしたレセプト点検を行うなど、より効果的・効率的なレセプト点検調査の実施を予定している。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

（数値目標の達成状況）

- ・ 被保険者 1 人当たりレセプト点検効果額について、政府管掌健康保険及び船員保険のいずれにおいても、目標を下回る結果となっている。

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 効率的なレセプト点検調査の実施について、平成 16 年度と同様の取組が実施されている。
- ・ 適切な受診指導について、平成 17 年度においては、年 2 回送付している医療費のお知らせに適正な保険診療の受け方を記載するなど、医療費適正化に向けた取組が行われている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 政府管掌健康保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額については、全体では目標の数値を下回る結果となっているが、事項別の実績をみると、内容点検調査は前年度実績を上回っており、一方、資格点検調査は点検事務の取扱いの変更により、また外傷点検調査は業務上による疾病が減少したこと等により、効果額が減少したものであり、実質的効果という点では評価ができる。
- ・ 船員保険の1人当たりレセプト点検効果額についても、目標を下回る結果となっている。その要因としては、選定したレセプトに不適切な請求が多く見受けられなかったこと等が考えられる。

今後の課題等

- 引き続き、レセプト情報管理システムの活用等を通じた的確なレセプト点検の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等により、医療費の適正化のための取組を推進していく必要がある。
- 業務改革プログラムに基づき、レセプト点検調査の改善手法について検討を進める必要がある。

目標

3 保険給付事務に関する事項

(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに、迅速な支給に努める。

(数値目標)

○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数

傷病手当金 : 3週間以内

出産手当金 : 3週間以内

出産育児一時金 : 3週間以内

家族出産育児一時金 : 3週間以内

埋葬料(費) : 3週間以内

家族埋葬料 : 3週間以内

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
現金給付費						
政府管掌健康保険	億円	4,865	4,652	4,894	5,187	5,321
船員保険	億円	60	55	56	54	54
被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金)						
政府管掌健康保険	日	1.51	1.48	1.38	1.37	1.41
船員保険	日	6.44	6.12	6.26	6.24	6.19
給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率(政府管掌健康保険)						
傷病手当金	日	—	—	—	—	18.5
	%	—	—	—	—	85.6
出産手当金	日	—	—	—	—	18.2
	%	—	—	—	—	87.6
出産育児一時金	日	—	—	—	—	16.6
	%	—	—	—	—	94.2
家族出産育児一時金	日	—	—	—	—	16.6
	%	—	—	—	—	94.4
埋葬料(費)	日	—	—	—	—	18.2
	%	—	—	—	—	85.6
家族埋葬料	日	—	—	—	—	17.5

	%	-	-	-	-	88.3
給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 (船員保険)						
傷病手当金	日	-	-	-	-	18.8
(業務上・業務外)	%	-	-	-	-	80.3
出産手当金	日	-	-	-	-	16.8
	%	-	-	-	-	85.7
出産育児一時金	日	-	-	-	-	13.0
	%	-	-	-	-	100.0
家族出産育児一時金	日	-	-	-	-	14.8
	%	-	-	-	-	96.6
埋葬料	日	-	-	-	-	18.6
(業務上・業務外)	%	-	-	-	-	82.9
家族埋葬料	日	-	-	-	-	15.3
	%	-	-	-	-	91.1

目標に係る主な取組及び実績

① 現金給付の適正化

傷病手当金等の現金給付の適正化については、職員による書面審査、実地調査、負傷原因の調査等の強化を行い、また、保険給付審査医師、顧問弁護士等の専門家を活用することなどにより給付の適正化に努めた。

また、事業主及び被保険者等にホームページ等により制度の周知徹底を図り、適正な届出を促すほか、職員研修の実施、処理マニュアルや実施要綱などを活用し職員の資質向上に努め、給付の適正化に努めた。

(注1) 傷病手当金・・・健康保険の被保険者等が病気やけがの療養のため仕事を休み給料を受けられないなど、次の4つの条件を満たした時には、傷病手当金が支給される。

- ・ 病気、けがで療養中であること
- ・ 仕事につけないこと(労務不能)
- ・ 4日以上仕事を休むこと
- ・ 給与を受けられないこと

(注2) 保険給付審査医師・・・傷病手当金等保険給付に関する医学的事項について審査を行うために委嘱された医師。

② サービススタンダード（迅速な支給）

平成 17 年度より、請求書を受け付けてから給付が決定され、支給決定通知書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んだ。

達成率については、全般的に 80%～100%となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。傷病手当金及び出産手当金の達成率が比較的低いことについては、これらの支給決定に当たり、負傷原因、勤務実態及び労務不能の確認など、保険給付の適正化のための調査に時間を要したことが影響している。なお、この調査に要する期間については、保険給付の適正化の推進を図る観点から、短縮することが必ずしも望ましいとは言えないことから、平成 18 年度以降の達成率の算出に当たっては、医師の判断に著しく時間を要した事案を除くこととしている。

（家族）埋葬料（費）の達成率が比較的低いことについては、被保険者の資格喪失届等が未提出であり、支給決定できないケースがあることが影響している。この資格喪失届等の未提出等を理由とする遅延件数の割合は、事業主に対する指導の徹底等により、平成 17 年 6 月末時点において 10%以上あったものが、平成 18 年 3 月末時点では 1%程度まで減少している。

なお、達成率が低い給付項目については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしている。

具体的には、平成 18 年 6 月末までに、達成率が全国平均を下回る事務局・事務所にその要因を分析させ、本庁に報告させたところであり、その後も必要な対策を講ずるよう指導することとしている。

【健康保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	825,045 件	18.5 日	85.6 %
出産手当金	120,482 件	18.2 日	87.6 %
出産育児一時金	122,838 件	16.6 日	94.2 %
家族出産育児一時金	259,862 件	16.6 日	94.4 %
埋葬料（費）	37,488 件	18.2 日	85.6 %
家族埋葬料	83,894 件	17.5 日	88.3 %

【船員保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	12,383 件	18.8 日	80.3 %
出産手当金	28 件	16.8 日	85.7 %
出産育児一時金	14 件	13.0 日	100.0 %
家族出産育児一時金	1,005 件	14.8 日	96.6 %
葬祭料	216 件	18.6 日	82.9 %
家族葬祭料	694 件	15.3 日	91.1 %

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

- ・ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数(サービススタンダード)について、全般的に80%~100%の達成率となっており、おおむね目標を達成したものと見える。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 傷病手当金等の現金給付の適正化については、平成16年度と同様の取組が実施されている。
- ・ また、現金給付の迅速化については、平成17年度よりサービススタンダードを設定し、その遵守に向けた取組が行われている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 政府管掌健康保険の現金給付については、平成16年度の実績に比べ増加しているが、その要因としては、被保険者数の増等が考えられる。
一方、船員保険の現金給付については、過去数年、横ばいの状況にあると見える。
- ・ サービススタンダードについては、全般的に80%~100%の達成率となっており、迅速な支給に向けた取組が進められたものと評価できる。
しかし、船員保険に係る出産育児一時金以外については、調査に時間を要した等の理由により100%を達成できておらず、個別に原因を把握・分析した上で改善を図ることが必要である。

今後の課題等

- 引き続き、適正な現金給付を行うための取組を推進していく必要がある。
- 全給付項目におけるサービススタンダードの100%達成に向けて、100%を達成できなかった項目について、重点的に支給の迅速化のための取組を実施する必要がある。

目標						
3 保険給付事務に関する事項 (3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。						
主な指標の推移						
指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
失業保険金受給者数	人	29,244	30,193	22,387	15,984	13,257
失業保険金給付費	億円	67	68	47	31	27
失業保険金受給者調査件数	件	572	579	486	362	333
目標に係る主な取組及び実績						
<p>船員保険における失業保険金の支給の適正化については、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の実情に応じ、年間を通して最も有効と認められる月を「失業保険金不正受給防止啓発強化月間」と設定（平成 17 年 3 月 30 日庁保険発第 0330002 号）し、失業保険の認定事務を取り扱う地方運輸局等との連携による受給者実地調査を集中的に実施するとともに、受給者及び船舶所有者にリーフレットを配布し、船員保険の失業保険制度の周知徹底を図るなど、一層の給付の適正化に努めた。</p> <p>(注) 受給者実地調査・・・失業保険金受給者のうち、再就職をしている疑いのある者、同一船舶所有者において繰り返し失業保険金を受給していると思われる者などに対して、受給者本人から事情を聴取すること。</p>						
達成状況に係る評価						
(評価結果)						
目標の達成に向けて着実な取組がみられた。						
(数値目標の達成状況)						
-						
(評価及び所見)						
1. 取組の改善						
・ 船員保険における失業保険金の支給の適正化に向け、従来に引き続いての取組が実施されている。						
2. 取組と効果の分析						
・ 失業保険受給者に対する調査件数が、平成 16 年度に引き続いて減少傾向にあるが、これは、失業保険の給付金額及び給付件数の減少によるものである。						
今後の課題等						
○ 引き続き、リーフレットの配布等による周知を行う等、失業保険金の適正な支給を推進する必要がある。						

目標

3 保険給付事務に関する事項

(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

(数値目標)

○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数

老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内

(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)

遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内

(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)

障害基礎・障害厚生年金：3ヶ月半以内

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
年金給付費						
厚生年金	億円	196,228	203,466	208,140	215,380	219,863
基礎年金	億円	93,633	102,494	110,735	118,118	126,386
国民年金	億円	25,133	23,819	22,293	20,888	19,527
老齢福祉年金	億円	500	391	296	224	165
年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率						
老齢基礎年金	日	—	—	—	—	31.4
	%	—	—	—	—	98.7
老齢厚生年金	日	—	—	—	—	33.4
	%	—	—	—	—	98.3
遺族基礎年金	日	—	—	—	—	36.7
	%	—	—	—	—	93.7
遺族厚生年金	日	—	—	—	—	32.1
	%	—	—	—	—	97.7
障害基礎年金	日	—	—	—	—	61.9
	%	—	—	—	—	94.0
障害厚生年金	日	—	—	—	—	92.7
	%	—	—	—	—	73.5

目標に係る主な取組及び実績

①年金の適正給付

年金の適正な決定・給付については、年金の裁定請求書受付時において、添付書類などの書類審査を行い、裁定請求書に記載された職歴及び添付された他制度の被保険者記録と当庁が保有している被保険者記録とを突合するなど、被保険者記録を的確に

確認し、添付された資料及び証明書に基づき、加給年金又は加算額対象者の審査を行った。

受付後、裁定までの間において、障害給付にあつては、添付された診断書等に基づき、障害等級の認定を行い、また、遺族給付にあつては、生計維持や婚姻関係等の受給資格要件について必要に応じて実地調査するなど、年金の裁定を適正かつ遅滞なく行うように努めた。

また、年金の裁定後も、就労による年金の支給停止、他年金や失業給付等との併給調整、現況届による生存確認及び「老齢厚生年金受給者の現況届を活用した適用の適正化及び年金給付の適正化について」（平成 15 年 10 月 14 日庁文発第 1014003 号）に基づき現況届を活用した就労実態の把握・届出の励行などを実施し、年金の給付を適正かつ遅滞なく行うように努めた。

②年金給付誤りの防止

なお、社会保険庁においては、平成 15 年に判明した年金給付誤りを契機として、年金給付システムの総点検を行い、その全容を平成 17 年 4 月に公表した。

これを受け、再発防止策の一環として、平成 17 年度においては、給付誤りを未然に防止することはもちろん、万が一発生した場合には早期に発見し対応することで過払い額や未払い額を最小限にすることができるよう、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応し公表する「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を平成 17 年 6 月に社会保険業務センター内に設置した。

これにより、平成 17 年度においては、2 事象の年金給付誤りを早期に発見し、公表したほか、各定期支払時には支払額の妥当性等について監視、点検を行い、事前に事務処理誤り等による年金給付誤りを防止した。

③サービススタンダード（迅速な決定）

平成 17 年度より、請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んだ。

達成率については、障害厚生年金を除き、概ね 94 % 以上の達成率となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。

障害厚生年金の達成率が比較的低いことについては、障害厚生年金における障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑となっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響している。

なお、達成率が低い給付項目については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしている。

具体的には、平成 18 年 6 月末までに、達成率が全国平均を下回る事務局・事務所はその要因を分析させ、本庁に報告させたところであり、その後も必要な対策を講ずるよう指導することとしている。

【年金給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
老齢基礎年金	139,076件	31.4日	98.7%
老齢厚生年金	1,198,187件	33.4日	98.3%
遺族基礎年金	2,781件	36.7日	93.7%
遺族厚生年金	256,316件	32.1日	97.7%
障害基礎年金	55,340件	61.9日	94.0%
障害厚生年金	23,491件	92.7日	73.5%

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

(数値目標の達成状況)

- ・ 請求書を受け付けてから、年金が決定され、年金証書が届くまでの処理日数（サービススタンダード）について、障害厚生年金を除き、全般的に93%以上の達成率となっており、おおむね目標を達成したものと見える。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 年金給付システムの総点検を実施した結果を平成17年4月に公表し、これを受けて、再発防止策の一環として社会保険業務センター内に社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会を設置するなど、年金の適正な給付に向けた取組が実施されている。
- ・ 年金裁定の迅速化を図るため、58歳到達者に対する被保険者記録の通知による裁定請求前の資格の確認、裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド方式）による審査事務の軽減等の取組が着実に進められている。

2. 取組と効果の分析

- ・ サービススタンダードについては、障害厚生年金を除き、全般的に93%以上の達成率となっており、迅速な支給に向けた取組が進められたものと評価できる。
しかし、障害厚生年金については、認定の複雑さ等により決定までに時間を要することから、特に達成率が低くなっている。また、ほかの給付項目についても、100%を達成できなかったことについて個別に原因を把握・分析した上で、改善を図ることが必要である。

今後の課題等

- 引き続き、社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会の調査監視等により、年金の給付誤りの再発を防止し、過払い額や未払い額を最小限にとどめることが必要である。
- 全給付項目におけるサービススタンダードの100%達成に向けて、達成率が低い項目について、重点的に支給の迅速化のための取組を実施する必要がある。

目標						
3 保険給付事務に関する事項 (5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。						
主な指標の推移						
指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
年金受給者あてパンフレット送付数（新規裁定者送付分）	部	1,999,370	2,060,040	2,152,893	2,076,059	1,901,587
新規受給者説明会開催回数	回	2,748	3,065	3,173	3,110	3,444
新規受給者説明会参加者数	人	302,735	329,652	315,600	299,552	272,112
目標に係る主な取組及び実績						
<p>年金受給者に対する適正な届出の周知については、年金給付の適正化を図るため、資格取得届、死亡届など、各種届出の励行の周知等により、年金の過払いや未払い防止に努めた。</p> <p>①パンフレットの送付 具体的には、年金の新規裁定者(1,901,587人)全員に対して年金証書を送付する際に、年金を正しく受け取るために必要な届出・手続きについて記載したパンフレットを同封することで、適正な届出の周知等に努めた。 ※ なお、平成18年4月から年金証書に同封するパンフレットについては、わかりやすくなるよう内容を見直した。</p> <p>②説明会の実施 新規受給者に対して年金制度に関する基礎知識などを周知するための説明会を実施し、適正な届出の周知等に努めた。 新規受給者に対する説明会の開催回数は、3,444回（計画数値3,343回）と目標を達成できたものの、新規裁定者数が減少したことから（2,076,059人（16年度）→1,901,587人（17年度））、参加者数も減少した。</p>						
達成状況に係る評価						
(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組がみられた。						
(数値目標の達成状況) —						
(評価及び所見) 1. 取組の改善						

・ 年金受給者に対する適正な届出の周知については、平成 16 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組みと効果の分析

・ パンフレット送付数及び新規受給者説明会の参加者数は平成 16 年度の実績を下回っているが、これは新規裁定者数が減少したことによるものである。

今後の課題等

○ 引き続き、年金受給者に対する適正な届出の周知徹底の取組を確実に実施していく必要がある。

目標

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

(数値目標)

○健診実施割合

政府管掌健康保険：30.2%以上で、かつ、前年度の実績（33.4%）を上回る

船員保険：40.5%以上で、かつ、前年度の実績（41.7%）を上回る

○事後指導実施割合：33.3%以上で、かつ、前年度の実績（32.9%）を上回る

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
健診実施者数						
政府管掌健康保険	人	3,195,926	3,231,045	3,137,157	3,479,084	3,686,003
船員保険	人	21,006	19,979	19,987	19,051	18,623
事後指導実施者数 (政府管掌健康保険)	人	431,599	448,031	450,654	501,900	581,625
健診実施割合						
政府管掌健康保険	%	29.7	30.6	30.2	33.4	35.5
船員保険	%	36.6	37.8	40.5	41.7	43.0
事後指導実施割合	%	32.2	32.1	33.3	32.9	35.3

目標に係る主な取組及び実績

政管健保及び船員保険の被保険者等の健康の保持増進等を図るため実施する生活習慣病予防健診事業にあつては、平成16年4月8日庁保発第0408001号等の通知に基づき実施しており、平成17年度においては以下のとおり実施した。

①受診勧奨、健診実施割合の向上

チラシ・パンフレット等を利用した広報等により被保険者等の受診の勧奨に努め、健診実施割合については、政管健保は35.5%、船員保険は43.0%、事後指導実施割合は35.3%と数値目標を上回った。

②健診実施機関の増大等

健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度以降において、全国で新たに290医療機関を健診実施機関として指定(1,530機関(平成16年度末)→1,820機関(平成18年4月1日現在))するとともに、被保険者が受診する健診実施機関で適切な健診が行われるよう、健診実施機関の監査・指導の実施に努めた。

③ 事後指導の充実

健診をより効果的なものにするためには、健診結果に基づく生活改善指導を行うことが必要であることから、保健師による電話、文書、事業所訪問等の手段による事後指導の充実に努め、事後指導実施者数は対前年度に比べ 79,725 人の増となった。

※ なお、平成 18 年 6 月に可決・成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」においては、平成 20 年度から保険者に対し、40 歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたことから、今後、健診について一層の充実に努める必要がある。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

- ・ 健診実施割合について、政府管掌健康保険及び船員保険のいずれにおいても、目標を上回り、数値目標を達成している。
- ・ 事後指導実施割合について、目標を上回り、数値目標を達成している。

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 緊急対応プログラム及び業務改革プログラムに基づき、平成 17 年度においては、
 - ① 健診実施機関の増大
 - ② 年 1 回、全被保険者に対して政府管掌健康保険の事業内容を紹介するリーフレットの送付
 - ③ 他の保険者と共同した保健事業など、地域の実情に応じた効果的な保健事業の実施等の取組により、被保険者等に対するサービスの向上が図られている。
- ・ また、平成 17 年度においては、健診単価の引き下げが行われ、より多くの被保険者等が受診できるための取組が進められている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 実績としては、健診実施割合については政府管掌健康保険及び船員保険のいずれにおいても、数値目標を達成している。
- ・ また、政府管掌健康保険に係る事後指導実施者数について、平成 16 年度から大幅に増加するとともに、事後指導実施割合についても数値目標を達成しており、被保険者等に対する生活習慣病予防健診事業の適切な推進に向けた取組の効果が着実に現れたものと評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、健診受診者の拡大など、保健事業の

充実等を推進していく必要がある。

- 健診については、生活習慣病予防等の観点から最も受診すべき対象者である 40 歳以上の被保険者等に対して、重点的に実施していく必要がある。

目標

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて（合意）」（平成 16 年 3 月 10 日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、年金制度の厳しい財政状況及び福祉施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化等に鑑み、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金福祉施設等を廃止・譲渡することとし、そのために必要な業務を行った。

① 年金福祉施設等の廃止・譲渡

具体的には、平成 17 年 10 月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」において、施設の廃止・譲渡を平成 22 年 9 月までに進めることとしており、設立時に 288 施設の出資を行った。

（参考）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）においては、平成 17 年度事業実績として、落札物件数 9 件・落札価格約 6 2 億 9 千万円となっている。なお、機構のホームページについては <http://www.rfo.go.jp> を参照。

② 社会保険病院の見直し

一方、社会保険病院の見直しについては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 102 号）附則第 2 条第 3 項第 1 条の規定を受けてとりまとめた「社会保険病院の在り方の見直しについて」（平成 14 年 12 月 25 日厚生労働省方針）に基づき、それぞれの病院に策定させた経営改善計画（平成 15 年度を初年度とする 3 カ年計画）に基づく取組を各病院において進めている。

（参考）

社会保険病院（53ヶ所）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入院延べ患者数（千人）	4,449	4,373	4,222
外来延べ患者数（千人）	8,636	8,415	8,164
健診等延べ実施者数（千人）	1,604	1,642	1,653
赤字施設数	17	3	2
黒字施設数	35	50	51
当期剰余（千円）	2,062,123	2,920,086	7,297,884

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 年金福祉施設等について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を平成 17 年 10 月に設立し、廃止・譲渡を平成 22 年 9 月までに進めることとしており、今後の年金福祉施設等の整理合理化に向けた取組が推進されている。

今後の課題等

- 社会保険病院及び厚生年金病院については、整理合理化計画を策定し、着実に進める必要がある。
- 引き続き、年金福祉施設等について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が中期計画等に沿って廃止・譲渡を着実に進めているかを把握していく必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
ホームページアクセス数	件	8,019,374	22,530,412	39,229,035	53,921,866	60,932,277

目標に係る主な取組及び実績

社会保険事業に関する広報については、新聞、地域情報紙、インターネット、雑誌等のメディアを通じて、効果的な広報の実施に努めた。

① 年金週間及び年度末の年金広報

年金広報については、

- ・ 平成 17 年 10 月から 11 月までの間において「公的年金制度の基礎的事項の周知」等をテーマとした「年金週間」の広報（「年金週間」の取扱いについて）（平成 10 年 6 月 1 日庁文発第 1739 号）
- ・ 平成 18 年 2 月から 3 月までの間において「翌年度の制度改正内容の周知」等をテーマとした「年度末の年金広報」

を新聞等のメディアを通じて実施するとともに、チラシ等の市町村及び事業主への配布、市町村が発行する広報紙（誌）への記事掲載依頼を行い、制度内容の周知を積極的に実施した。

また、実施に当たっては、前年度に実施した広報の効果測定（メディア接触率、政策・事業の周知率、理解度及び共感度等についてアンケート調査を実施）を参考として計画を策定することにより効果的・効率的な広報に努めるとともに、実施後において、次回以降の広報計画策定のための基礎資料とするための効果測定を実施した。

② 社会保険ホームページの充実

社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）は、平成 17 年度には年間 6 千万件のアクセス数に達する重要な広報媒体となった。平成 17 年度は各種の情報提供を充実するとともに、携帯電話版ホームページでの年金額簡易試算、英語版ホームページ、年金広報の動画によるインターネット番組（ねんきん web）、ID・パスワード方式での年金個人情報提供サービスなどを開始した。

③ 総合パンフレット等の作成

国民年金制度の内容をわかりやすく解説した「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」を作成し、窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用した。

④ 口座振替等の周知

口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、

電子納付やコンビニ収納等の周知については、「年金週間」、「年度末の年金広報」における広報のほか、国民年金保険料の納付案内書へのチラシの同封、社会保険庁ホームページでの広報、各種通知等の裏面に周知文を掲載するなどの広報を実施した。

⑤ 国民年金委員、社会保険労務士等の協力による周知・理解の促進

年金制度の周知・理解の促進を図るため、国民年金委員による自治会等の会合での年金制度の説明・相談や広報資料の配布・回覧等の活動や、社会保険労務士を対象とした研修を実施した。

(注) 国民年金委員・・・1(4)の(注)を参照。

⑥ 平成 17 年 9 月、政管健保の検認時に、適用事業所を經由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付した。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 社会保険事業に関する効果的な広報について、従来から実施している「年金週間」や「年度末の年金広報」といった集中広報に加え、平成 17 年度より、業務改革プログラム等に基づき、
 - ① 「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」の作成及び配布
 - ② 社会保険労務士を対象とした研修の実施などの積極的な取組が進められている。
- ・ 特に、平成 16 年度に実施した効果測定を参考とすることにより、効果的・効率的な広報への取組が推進されていることは評価できる。
- ・ また、平成 17 年度より、業務改革プログラムに基づき、職員が年金制度の意義・役割についての理解を十分に伝えることができるよう職員研修を実施している。

今後の課題等

○ 引き続き、平成 17 年度において実施した効果測定の結果についても適切に分析、検討等を行った上で、効果的・効率的な広報のための取組をより一層進めていく必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

(2) 年金教育の拡充を図る。

(数値目標)

○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
生徒を対象とした年金セミナー実施校数	校(延べ数)	2,932	3,017	3,170	3,616	4,722
生徒を対象とした年金セミナー実施率	%	17.6	18.1	19.1	21.9	28.7
年金研修の実施事業所数	事業所	7,133	7,173	7,972	6,930	6,508

目標に係る主な取組及び実績

① 生徒に対する年金セミナーの充実

中学・高校の生徒を対象とした年金セミナーの拡充を図るため、各社会保険事務局に設置した年金教育推進協議会を活用し、各都道府県教育委員会、県教育局、県総務部学事課及び市町村教育委員会へ協力の要請を行った。

また、年金教育で使用する教員用の手引書について、平成16年度において現場の意見を反映した内容に改定した生徒用副読本の内容と連動するよう平成17年度において改定するとともに、年金セミナーをカリキュラムに組込むことが困難な学校用として、副読本の要点をまとめたチラシを作成し、授業時間の一部やホームルーム等で生徒に対する年金教育が実施できるよう措置した。

このような取組により、生徒に対する年金セミナーの実施率については、平成16年度の21.9%から、平成17年度は28.7%に上昇し、目標を達成した。

② 事業所における研修の実施

一方、事業所内における研修については、「事業所内における研修等の促進について」(平成6年2月8日社業発第6号)通知に基づき、被保険者の年金制度に対する理解を深めるため、事業所内の退職予定者、新規採用者を対象に年金研修を実施した。

なお、本事業については、社会保険委員に対する講習会等の実施及び企業内研修等に活用するための研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載等により効果的な実施を図ることとしたため、平成17年度をもって廃止した。

(注) 社会保険委員・・・社会保険の適用・給付・保険料その他の事項について積極的に指導及び相談を行い、社会保険事業の周知徹底及びその円滑な運営を図ることを目的として無償で活動を行っている民間協力者をいう。

③ 公開講座の実施

年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するため、地方社会保険事務局主催の公開講座を3社会保険事務局（山口、埼玉、熊本）において平成18年2月に実施した。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

生徒に対する年金セミナーの実施率について、数値目標を達成している。

（評価及び所見）

1. 取組の改善

・ 中学・高校の生徒を対象とした年金セミナーの拡充に向けて、平成17年度においては、

- ① 年金教育推進協議会（平成16年度に全都道府県における設置が完了）を活用した関係機関への協力要請
- ② 年金教育で使用する教員用の手引書の改定
- ③ 年金セミナーをカリキュラムに組み込むことが困難な学校用として、授業の一部やホームルーム等を活用して年金教育を実施するための、生徒用副読本の要点をまとめたチラシの作成

等の積極的な取組が実施されている。

・ 事業所内における研修については、平成17年度末に廃止するとともに、社会保険委員に対する講習会等の実施、研修教材のホームページへの掲載等、より効果的な実施を図るための取組に着手している。

・ その他、業務改革プログラムに基づき、平成17年度においては、

- ① 地方社会保険事務局主催の公開講座（年金セミナー等）を3箇所において実施
- ② 大学生向けの年金セミナーを宮城社会保険事務局においてモデル実施

等が実施されており、地域住民、大学生等の幅広い各層を対象とした年金制度の理解を深めるための年金教育等の取組に着手している。

2. 取組と効果の分析

・ 生徒に対する年金セミナーについては、実施の拡充を図るための積極的な取組を進めた結果、実施率・実施校数ともに平成16年度実績から大幅に伸び、実施率は数値目標を上回る実績となっており評価できる。

・ 年金研修の実施事業所数は、平成16年度実績を下回る結果となっているが、年金相談時間の延長、休日相談の実施、「ねんきんダイヤル」の実施等、被保険者等の利用しやすい年金相談体制の充実がなされる中で、研修を希望する事業所が減少したものと考えられる。

今後の課題等

○ 引き続き、生徒に対する年金セミナーについて拡充を図るとともに、生徒用副読本等の教材についても適宜内容を見直していくことが必要である。また、アンケートなど、年金セミナーの効果測定を実施することにより、内容の改善を適宜図っていく必

要がある。

- 業務改革プログラムに基づき、平成 18 年度に実施を予定している公開講座（年金セミナー）及び大学生向けの年金セミナーの実施についても、その着実な実施を図るための体制を整備する必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項
 (3) 年金個人情報提供の充実を図る。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	件	—	—	56,073	147,450	80,499
被保険者記録の事前通知件数	件	—	—	102,175	1,224,815	1,770,941
年金見込額の提供件数	件	—	—	—	704,019	1,133,703
年金加入状況の通知件数	件	—	—	—	—	12,019,208
裁定請求書(ターンアラウンド方式)の事前送付件数	件	—	—	—	—	553,367

目標に係る主な取組及び実績

① 58歳到達者に対する年金加入記録及び年金見込額のお知らせ

平成15年度末より、58歳に到達した者に対し、順次「年金加入記録のお知らせ」を送付し、年金加入記録を事前に確認していただくことにより、年金裁定に要する期間を短縮できるよう努めるとともに、年金見込額の提供を希望する方には、老齢基礎年金や老齢厚生年金の額を記載した「年金見込額のお知らせ」を送付しているところであるが、平成17年度においては、58歳到達者への被保険者記録のお知らせを177万1千件送付し、そのうち希望があった113万4千件に年金見込額のお知らせを送付した。

② 年金加入記録をあらかじめ記載した裁定請求書の事前送付

平成17年10月からは、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方について、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付している。

更に、60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付している。

(平成17年10月～平成18年3月までの送付件数)

- ・「裁定請求書(ターンアラウンド用)」

553,367件

- ・「裁定請求のご案内(はがき)」

102,808件

- ・「年金加入期間の確認のご案内(はがき)」

98,217件

③ 社会保険料控除証明書及び前年1年間の保険料納付記録等の通知

所得税法の改正に伴い、平成17年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料

控除の適用に当たって、保険料支払いの証明書類の添付が義務づけられたことから、平成 17 年度より、「社会保険料控除証明書」を通知するとともに、当該証明書の裏面を活用し、平成 20 年度から導入されるポイント制（ポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金見込額を定期的に通知）に先立ち、国民年金第 1 号被保険者に対し、前年（平成 16 年）1 年間の保険料納付記録等の通知を実施したところである。

④ インターネットを活用した年金個人情報の提供

平成 18 年 3 月より年金見込額試算の対象年齢を 55 歳以上から 50 歳以上に引下げ、対象者を拡大するとともに、年金加入記録の照会については、ID・パスワード認証方式によりインターネットを活用した即時提供を実施するなど、年金個人情報の提供の充実を図ったところである。

- ・ ホームページでの年金見込額試算受付件数（平成 18 年 3 月～6 月）

50 歳～54 歳	24,339 件
55 歳以上	29,737 件
- ・ ID パスワードの申込み件数（18 年 3 月～6 月）

116,135 件

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 年金個人情報の提供について、従来に引き続き、58 歳到達者への「年金加入記録のお知らせ」、希望者への「年金見込額のお知らせ」の送付等を実施している。
さらに、緊急対応プログラム及び業務改革プログラムに基づき、平成 17 年度より、
 - ① 年金請求者の利便性を高めるためのターンアラウンド方式の導入
 - ② 60 歳以後に受給権が発生する方に対する「裁定請求のご案内」の送付及び受給資格が確認できない方に対する「年金加入期間の確認のご案内」の送付
 - ③ 年金見込額試算の対象年齢の引き下げ
 - ④ 年金加入記録の照会についてのインターネットを活用した即時提供等の取組が導入されており、被保険者等のニーズに応じて積極的な対応がなされているものと評価できる。
- ・ また、国民年金第 1 号被保険者に対し、前年（平成 16 年）1 年間の年金加入状況の通知（保険料納付記録）を送付している。

2. 取組と効果の分析

- ・ 平成 16 年度以前より実施している取組について、「年金加入記録のお知らせ」及び「年金見込額のお知らせ」の送付件数については平成 16 年度を上回っているが、年

金相談そのものが平成 16 年度より減少していること等の理由から、インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数については、平成 16 年度を下回る結果となっている。

今後の課題等

- 引き続き、被保険者等に対する情報提供を確実に実施していくとともに、平成 20 年度から実施予定の「ねんきん定期便」の円滑な導入を図っていく必要がある。
- 業務改革プログラムに基づき、平成 18 年度中に開始予定の被保険者期間の中間点における加入状況の通知等の取組についても、その着実な実施を図る必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

(4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
年金相談者数（来訪相談者数）	千人	—	7,826	8,587	8,347	7,444

目標に係る主な取組及び実績

年金相談については、全国 312 カ所の「社会保険事務所」、全国 63 カ所（平成 17 年度末）の「年金相談センター」、全国 23 カ所の「年金電話相談センター」及び「社会保険業務センター中央年金相談室」において、来訪、電話、文書による年金相談を行っている。

年金相談件数（平成 17 年度）

	来訪相談	電話相談	文書相談
社会保険事務所 （312 カ所）	6,276,613 件	2,908,472 件	70,810 件
年金相談センター （63 カ所・17 年度末）	1,154,209 件	107,694 件	1,177 件
年金電話相談センター （23 カ所）	—	3,050,174 件	—
社会保険業務センター 中央年金相談室（1 カ所）	13,368 件	1,146,561 件	49,553 件
合計	7,444,190 件	7,212,901 件	121,540 件

（注）社会保険事務所の電話相談及び文書相談件数については、推計値である。

また、年金相談の充実を図るため、「緊急対応プログラム」及び「業務改革プログラム」に基づき、次の取り組みを実施した。

① 相談時間の延長、休日相談等

ア お盆前の相談時間の延長等

平成 17 年 8 月 8 日（月）から 12 日（金）までのお盆前の 5 日間について全ての社会保険事務所及び一部の年金相談センターで相談受付時間を午後 7 時まで延長、また、8 月 13 日土曜日を開庁し、年金相談を実施した結果、平日 5 日間で午後 5 時以降 2,145 人、8 月 13 日（土）には 3,165 人の来訪者があった。

イ 月曜日の相談時間の延長

第 2 月曜日は全ての社会保険事務所、その他の月曜日は主要な社会保険事務所において午後 7 時まで延長し、平成 17 年度は午後 5 時以降 36,548 人の来訪者があった。

ウ 土曜日における年金相談

平成 17 年度上半期については第 2 及び第 3、下半期についてはオンラインの稼働スケジュールの都合により第 2 土曜日のみ社会保険事務所を開庁して年金相談を実施し、70,079（お盆時期及び年金週間中の土日を含む）人の来訪者があった。

エ 予約制の導入モデル事業

平成 17 年 2 月 8 日の全国社会保険事務局長会議において取り組みを指示し、平成 17 年度末時点において、92 カ所の社会保険事務所においてさまざまな年金相談の予約制への取り組みを開始している。

オ ファクシミリによる年金相談

耳や発声が不自由なため、電話による年金相談が困難な方々に配慮した取り組みとして、ファクシミリによる年金相談を実施した。（平成 17 年 4 月より実施済）

カ 出張相談

社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎や商工会館等に職員を派遣し、出張相談を実施した。

②年金相談センター

年金相談センターについては、茨城県土浦市に土浦年金相談センターを 17 年 9 月に新設した。また、青森、盛岡、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、大分及び那覇年金相談センターの 9 カ所を廃止するなど、地域ニーズに応じた設置の見直しを行い、平成 18 年 4 月現在、63 カ所となっている。

③総合相談窓口

社会保険事務所におけるワンストップサービスの推進を図るため、平成 18 年 4 月 1 日までに段階的に全国全ての社会保険事務所に総合相談室を設置し、社会保険事務所来訪者へのサービスの向上を図った。

④ねんきんダイヤル

電話相談については、まず、「中央年金相談室」の電話相談ブースを平成 17 年 8 月から段階的に拡充し、平成 17 年 10 月に 180 席体制に拡充した。

併せて、平成 17 年 10 月 31 日から、「中央年金相談室」と全国 23 カ所の「年金電話相談センター」をネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施し、電話応答率において大幅な改善が図られた。（「中央年金相談室」16 年度平均応答率 20.5 % → 「ねんきんダイヤル」実施後の平均応答率 77.5 %）

⑤年金見込額試算対象年齢の引下げ

インターネット、電話及び社会保険事務所等において年金見込額試算を行う対象年齢

をこれまでの 55 歳以上から 50 歳以上に平成 18 年 3 月 20 日から引き下げた。

⑥ 年金相談業務の質の向上

年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を平成 17 年 10 月に作成・配布した。

⑦ 社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施

民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成 18 年 3 月 17 日に実施した。

※ なお、ご自身の年金記録に少しでも不安や疑問をお持ちになられた皆様には、ご自身の年金記録をご確認いただくとともに、ご疑問にお答えできるよう、当面、平成 18 年 8 月 21 日から 12 月末まで、年金記録相談の特別強化体制を取ることにした。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制の構築に向けて、緊急対応プログラム及び業務改革プログラムに基づき、平成 17 年度においては、
 - ① 地域ニーズに応じた年金相談センターの新設及び廃止
 - ② 全国すべての社会保険事務所における総合相談室の設置
 - ③ 社会保険事務所における相談窓口のバリアフリー化といった施設面での整備が進められるとともに、
 - ④ 毎月第 2 土曜における休日相談の開始
 - ⑤ 全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」の導入
 - ⑥ 耳や発声が不自由な方が相談しやすい環境を整備するためのファクシミリによる年金相談の導入。
 - ⑦ 社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎等における出張相談等の相談体制の充実に向けた積極的な取組が進められている。
- ・ また、「年金相談マニュアル」の作成及び配布、社会保険労務士に対する年金相談研修の実施等、年金相談業務の質の向上の面においても充実化が図られている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 電話相談の平均応答率については、平成 16 年度から大幅に改善されており、利用しやすい相談体制づくりが進められたものと評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、相談体制について、「お客様満足度アンケート」の結果等を活用しつつ、利用者たる国民の立場に立ったサービスの向上を効果的に図っていく必要がある。
- 業務改革プログラムに基づき、今後実施することとしている中央年金相談室及び年金電話相談センターの集約化等の取組についても、その着実な実施に向けて準備を進める必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

(5) 国民に対する適切な情報公開を行うとともに、積極的な情報提供の充実を図る。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
情報公開法に基づく開示請求の開示件数	件	239	431	1,003	2,717	4,044
レセプト開示件数	件	3,358	3,804	3,924	5,207	5,834

目標に係る主な取組及び実績

① 情報公開制度

情報公開制度に的確に対応するため、職員に対する研修の実施や保有する文書の適正な管理を行うとともに、開示請求に対しても的確に対応するため、「情報公開事務処理要領」に基づき、適切かつ円滑な情報公開の実施に努めた。

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書開示請求の状況
4,044件（本庁 55件／地方社会保険事務局 3,989件）

② 個人情報保護法に基づく個人情報の開示

行政機関個人情報保護法に基づく、保有個人情報の開示請求への対応については、「行政機関個人情報保護法の施行に伴う個人情報の開示請求に係る取扱いについて」（平成17年3月31日庁保険発第0331001号）及び「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成17年3月31日庁保険発第0331002号）により定められた取扱要領に基づき、適切かつ円滑な個人情報開示の実施に努めた。

※行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求の状況

1,270件（本庁 8件／地方社会保険事務局 1,262件）

③ ホームページによる情報提供

社会保険庁ホームページについては、平成16年度から引き続き、各社会保険事務所における年金相談の混雑状況等を掲載し、利用者への利便性の向上に努めるとともに、各般にわたる業務改革の進捗状況や「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」及び「社会保険事業運営評議会」等の議事内容を随時掲載するなど、積極的な情報提供の充実に努めた。

④ レセプトの開示

レセプトの開示にあたっては、平成17年4月1日から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が施行されたことに伴い、被保険者又

は被扶養者から開示請求があった場合には、原則として開示することが義務となったことから、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成 17 年 3 月 31 日庁保発第 0331002 号）において具体的な取扱いを定め、適正な業務に努めた。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 平成 17 年 4 月 1 日の行政機関個人情報保護法の施行に合わせて、レセプトの開示等に係る取扱要領を作成するなど、新制度の円滑な施行に向けた取組が行われている。
- ・ 社会保険庁のホームページにおいては、平成 16 年度から引き続き、各社会保険事務所における年金相談の混雑状況等を掲載するなど、利用者の利便性の向上が図られている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 情報公開法に基づく開示請求の開示件数及びレセプト開示件数については、年々増加しているところであり、情報開示のニーズの高まりと併せ、新制度の施行に向けた迅速な対応等、積極的な取組がなされていることを示すものと考えられる。

今後の課題等

- 引き続き、情報公開に係る適切な取組を推進するとともに、社会保険庁ホームページについては、利用者の意見等も取り入れつつ、利便性を高めるために適宜改善を図っていく必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

(6) 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。

(数値目標)

○全ての職員に研修を行う

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
個人情報保護に関する研修の参加人数	人	—	—	—	—	28,352

目標に係る主な取組及び実績

①個人情報の保護

個人情報保護のため、平成 16 年度に引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行った。

②業務目的外閲覧行為に係る処分及び監視

社会保険庁の職員が行った業務目的外閲覧行為については、平成 17 年 12 月 27 日付で業務目的外閲覧行為者等 2,694 人及び監督者等 579 人の処分を行った。

また、業務目的外閲覧行為については、平成 17 年 1 月から社会保険事務所において日々監視を行うとともに、社会保険業務センターにおいては四半期ごとに継続して監視を実施しており、平成 17 年 12 月の処分以降平成 18 年 6 月までに、新たに 2 人の行為者が判明している。(この 2 人を含む、平成 17 年 11 月以降に行為が判明した 3 人については、1 人(謝金職員)は既に退職していたため処分は行えなかったが、残りの 2 人について厳正な処分を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに退職している。)

③個人情報保護に係る職員研修

個人情報保護の重要性についての認識が徹底されるよう、育児休暇や病気療養休暇などを理由として研修が受けられない 177 人を除く 28,352 人全職員(非常勤職員を含む)を対象に、職員研修を行うとともに、業務目的外閲覧の処分を踏まえ、平成 18 年 1 月に全職員を対象とした特別集中研修を実施し、改めて業務目的外閲覧の禁止の徹底を図った。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

全ての職員を対象に研修を実施しており、数値目標を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 個人情報保護の徹底を図るため、平成 16 年度に引き続き、職員の被保険者記録へのアクセス内容の監視、厳格な委託先の選定と業務の監督等を実施している。
- ・ 業務目的外閲覧の禁止等、個人情報保護についての認識を徹底するために、全職員を対象とした研修を実施しており、職員の意識向上に資するものと評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、業務目的外閲覧等の個人情報に関する不適切な取扱いが発生することのないよう、継続的に、実効性のある職員研修等の取組を厳正に進めていく必要がある。

目標

6 その他の業務全般に関する事項

(1)

- ・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。
- ・業務処理の具体的な目標値に基づき、サービス水準の向上を図る。
- ・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

(数値目標)

○利用者満足度調査の仕組みを定着させ、満足度が前年度を上回ることとする。

※平成16年度の実績がないため、「社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査（平成16年7月実施）」の結果（社会保険事務所利用者の満足度55%）との比較を行う。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

① 社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置

利用者等の意見を基に地域の実情に即したサービスの提供を図るため、地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表からなる「サービス改善協議会」を平成17年7月から新たに設置した。

② 定期的なお客様満足度アンケートの実施

全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、7月及び1月の定期的な満足度調査を実施し、調査の集計結果については、社会保険庁ホームページに公表した。

全体としての満足度については、5段階評価のうち「満足」及び「やや満足」の合計が、平成17年7月の調査では、年金相談窓口が89%、それ以外の窓口が83%であり、平成18年1月の調査では、年金相談窓口が87%、それ以外の窓口が82%であった。

質問・選択肢が多少異なるため参考としての比較となるが、平成16年7月に実施したアンケート調査の全体の満足度について、「非常に良かった」及び「まあまあ良かった」の合計が55%であったことと比較すると、満足度が向上している。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

(数値目標の達成状況)

—
(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置等により、サービス向上のための取組が図られている。
- ・ 平成16年7月に実施したアンケート調査とは質問・選択肢が多少異なるために参考としての比較になるが、平成17年7月、平成18年1月実施の満足度調査では、満足度が向上している。

今後の課題等

- 引き続き、利用者等の意見を踏まえ、地域の実情に即したサービスの提供等、満足度の向上に向けた取組が必要である。

目標

6 その他の業務全般に関する事項

(2) 予算執行に当たってはその必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除するとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

① 調達委員会、契約審査会、随意契約審査委員会

平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの削減を図っているところであり、調達委員会については、平成18年3月までに32回開催した。

また、平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表した。

② 調達コストの削減、随意契約件数の削減

このような取組により、「消耗品等の購入、印刷物等の製造及び業務の外注化等の役割に関する調達コストについて調達計画額の10%以上を削減する」という17年度の削減目標に対して、調達計画額の12%の削減（削減額：154億円）を達成したところであり、また、「随意契約件数について、対前年度の20%以上を削減する」という目標についても、対前年度で38%の削減を達成したところである。

なお、「100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする」という目標については、51%（不落随意契約を入札とした場合 56%）となっており、これは主に100万円以上の調達案件において、相手方が特定された案件（庁舎賃貸借契約、システム開発等）が多数を占めていること等による。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 「調達委員会」、「契約審査会」において調達の必要性、数量、契約方法等のチェック等の取組により、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っている。結果として、
 - ① 調達コストについて調達計画額の10%以上を削減
 - ② 随意契約件数について対前年度の20%以上を削減という平成17年度の目標を達成している。
- ・ 随意契約については、件数は削減目標を達成したところであるが、「100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする」という目標については、特殊要因はあるにせよ、目標に達しなかった。

今後の課題等

- 引き続き、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っていく必要がある。

目標

6 その他の業務全般に関する事項

(3) レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画に基づき、業務・システム最適化計画を策定すること。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

社会保険オンラインシステムの見直しについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」を平成18年3月に策定し、公表した。

今後、最適化計画に基づき、平成18年度から22年度までの5年間で以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図ることとしている。

- ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター（3ヵ所）の機能統合などによりシステム運用経費を削減
- ・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保
- ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化
- ・バックアップセンターの設置等による安全性・信頼性の確保

※ 社会保険オンラインシステムの見直しに要する経費については、オープンシステムの構築等に約1,200億円、過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済に約1,500億円を見込んでいる。

なお、刷新後はシステムの年間運用コストを約300億円削減できる見込みである。

※ 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化再構築については、基本設計工程と詳細設計以降の工程を分割し、更に基本設計工程を5分割して調達を実施し、平成18年度において、4業者が落札した。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 経費削減、透明性確保、安全性・信頼性確保等のため、業務・システム最適化計画を策定、オンラインシステムの刷新に向けた取組が図られている。

今後の課題等

○引き続き、業務改革プログラム等に基づき、オンラインシステムの刷新に向けた取組を行っていく必要がある。

目標

6 その他の業務全般に関する事項

(4) 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化等については、「緊急対応プログラム」（平成16年11月策定）及び「業務改革プログラム」（平成17年9月策定）に基づき、以下のような各般にわたる取組を実施している。

① 全国統一の業務マニュアルの作成

申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局独自の業務マニュアルに基づいて処理されてきたことから、全国統一の業務マニュアルの作成により、業務品質の標準化を図ることとし、平成17年度に業務マニュアルの原案を作成した。（平成18年10月から運用開始）

② 本庁と地方の人事交流の拡大

平成17年度以降の人事異動において、本庁から地方社会保険事務局への出向を38事務局（161人）から47事務局（183人）に拡大する一方、地方職員の本庁配置数を32人（23事務局）から89人（43事務局）に拡大した。（平成18年6月末現在）

③ 職員研修の充実

平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施している。また、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、平成17年4月から研修体系及びカリキュラムの見直しを実施した。更に、平成18年2月に、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」を設置し、職員研修の見直し、充実を図るための検討を行った。（平成18年8月28日に「年金新組織における研修のあり方について（中間報告）」をとりまとめた。）

④ 数値による事業管理の推進

平成17年度から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進するため、社会保険庁LAN上の掲示板に主要な事業実績を定期的に掲載するとともに、各部門毎の実績評価を行い、「社会保険事務局・事務所グランプリ」として長官表彰を行った。

⑤ 新人事評価制度の実施

職員の実績評価と能力評価を行い、評価結果を任用（人事配置、昇格等）や給与（勤勉手当、昇給）に反映させ、人材育成と業務改善を図る社会保険庁独自の新たな人事評価制度を設けた。

平成17年10月より、社会保険事務所の課長を含む一定職以上の職員を対象に、試行を実施し、平成18年4月より、その他の全職員について試行を開始するとともに、一定職以上の職員については本格実施に移行した。

⑥ 法令遵守委員会

平成16年10月、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置した。

⑦ 人員配置の地域間格差の是正

人員配置の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、平成17年度から、段階的な配置見直しに着手したところであり、平成17年度においては、132人の配置見直しを実施した。

⑧ 社会保険事務所の配置の見直し

管轄地域の人口が100万人を超える超大規模事務所の管轄地域のうち、3箇所（埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市）に新たな社会保険事務所を設置することとし、その振替として、東京23区のうち1区に2箇所設置されている事務所を統合して、3箇所（神田、日本橋、大森）の事務所を廃止することとした。（実施時期は、平成18年度）

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて着実な取組がみられた。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 全国統一の業務マニュアルの作成、数値による事業管理の推進、法令遵守委員会の設置等により内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保に向けた取組が実施されている。
- ・ 本庁と地方の人事交流の拡大、新人事評価制度の実施、人員配置や事務所配置の見直し等により、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を行っていくための取組が実施されている。
- ・ しかしながら、社会保険庁改革により、内部統制の不足等の構造的問題を是正しようとしている中で、今般の国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理が発生し

たことは、誠に遺憾である。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図っていくとともに、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図っていく必要がある。